

# 次期学長候補者選考結果に関する要求書

2014年12月17日

広島大学長 浅原利正殿  
広島大学学長選考会議議長 大南正瑛殿

広島大学教職員組合執行委員長  
吉田 修

貴職の日ごろの奮闘に敬意を表します。

さて、広島大学の次期学長については、12月5日、学長選考会議より「学長候補者の決定について」という通知がなされ、越智光夫氏を次期学長候補者にする旨の同会議による決定が報告されました。

学長選挙については、当組合は、日本国憲法の規定と最高裁判所の判例に従い、大学の自治と学問の自由の担い手としての大学の責務を自覚して、大学が学長を自主的判断に基づいて選任するために、学内の投票結果を尊重すること、また上位2名による決選投票を行うことを、繰り返し求めてきました。

これに対し、学長選考会議は、これまでも上位2名による決選投票を取りやめるなど、大学の自主的判断が不明瞭になるような制度改悪を続けてきました。そして今回、学長選考会議は自身による投票の実施そのものを取りやめ、さらには教育研究評議会が同会議に学長候補適任者を推薦するにあたって投票を行う際にも、その投票結果としての順位を付さずに推薦するよう求め、さらには投票結果について、「投票結果が学長選考会議委員に伝わらない仕組みにすべき」であるとして、公表しないことを求め、学長選考規則がそのように改定されました。

広島大学における学長選考手続きは、今回の改悪によって、明白に憲法違反の状態となったと言わざるを得ません。当組合はこの点を大いに憂慮し、9月の団体交渉において、今回の選考規定の違憲性について問い、それに関連して学長選考会議学内選出委員との懇談会を速やかに開催するよう求めましたが、学長選考会議からの文書による回答は候補適任者推薦第二次投票の公示後、しかも投票日を目前にした11月7日であり、回答内容も違憲性には一切触れないという、不誠実なものでした。

今回の学長候補者の決定については、以上のような規定そのものの憲法違反状態に加え、候補者として決定された被推薦人が、投票結果の第1位ではないののではないか、第3位なのではないか、という疑念が持たれています。こうした疑念は、学問の自由の担い手である大学においては、新学長の正統性に関わるものであり、新学長にとってはもちろん、広島大学及びその構成員にとっても、極めて不幸なことです。正統性に疑念のある学長には、「本学の最終意思決定者」としてのリーダーシップを期待しえないからです。新学長には、学問の自由の担い手として、憲法に違反しない、普遍的な正統性の上に立っていただきたいと、当組合は考えています。

以上より、当組合は以下の2点を要求します。

- (1) 学長選考規則第7条が、学長を「大学の自主的判断に基づいて選任」するよう求める日本国憲法第23条及び最高裁判例に違反することから、これを直ちに改正するとともに、教育研究評議会は、その改正を今回の学長候補者選考に遡及適用し、投票結果を公開すること。また次回以降の投票については、上位2名による決選投票を定め、「大学の自主的判断による選任」がより明確になるようにすること。
- (2) 学長選考会議は、12月5日付の決定を取り消し、上記(1)により公開された投票結果に従い、日本国憲法第23条及び最高裁判例に沿った形での学長候補者選定を行うこと。